

8 高学援第 21 号
令和 8 年 9 月 28 日

各国公立大学就職支援担当課長
各公立短期大学就職支援担当課長
各国公立高等専門学校就職支援担当課長
各都道府県専修学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長 殿
専修学校を置く国立学校法人担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会進路指導主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人附属学校事務担当課長

文部科学省高等教育局学生支援課長
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

学生・生徒に対するセクシュアルハラスメントの対応について（周知）

各学校におかれては日頃より学生・生徒（以下「学生等」という。）に対し就職指導やキャリア教育等に関する指導に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主に義務化する改正男女雇用機会均等法が、令和 8 年 10 月 1 日から施行されます。事業主には、求職者等に対して、①社内で定めた面談時間及び場所の指定等の面談等を行う際の規則を踏まえた面談等に関する留意事項や、②求職者等が相談できる相談窓口について、周知する義務が課されることに伴い、厚生労働省において、就職活動を行う学生等への周知に活用するためのリーフレットを作成しております。

つきましては、学生等に対してリーフレットを周知いただくとともに、ハラスメントに関する注意喚起や相談対応等について、きめ細かな御指導を賜りますようお願いいたします。

管下に学校を置く国立大学におかれましては、管下の学校に対し、各都道府県及び各指定都市教育委員会進路指導主管課におかれましては、所管の学校及び所管の学校を設置する市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の学校法人及び私立学校に対し、各都道府県及び各都道府県教育委員会の専修学校主管課におかれましては、所管の専修学校に対し、附属学校を置く国立大学法人附属学校事務担当課におかれましては、管下の附属学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

<添付資料>

別添 1：学生向けリーフレット（厚生労働省）

別添 2：学生向けリーフレットの作成と周知のご依頼

【本件担当】

文部科学省高等教育局学生支援課

就職・キャリア形成支援係

電話 03-5253-4111（内線 3354）

メール gakushi@mext.go.jp

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電話 03-5253-4111（内線 2915）

メール syosensy@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

キャリア教育推進係

電話 03-5253-4111（内線 4728）

メール career@mext.go.jp

-学生・生徒の皆さまへ-

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

求職者等に対するセクハラ対策を事業主に新たに義務化する改正男女雇用機会均等法が令和8年10月1日から施行されます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により **求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

求職活動等の例

※SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

- 採用面接
- 就職説明会
- 労働者への訪問（いわゆるOB・OG訪問）
- インターンシップ
- 教育実習、看護実習等の実習

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

面接中、面接官から「恋人はいるのか」といったプライベートな部分に関する質問を受け、苦痛を感じて就職活動の意欲が低下した。

会社のインターンシップに参加したところ、社員から食事やデートにしつこく誘われたため、苦痛を感じて、就職活動の意欲が低下した。

就職希望の会社の社員にOB・OG訪問をした際、社員から性的な関係を求められたことで、苦痛を感じて、就職活動の意欲が低下した。

事業主が講じなければならない措置には以下のようなものがあります

➡ **就職活動やインターンシップをするときはあらかじめ確認しましょう** ✓

方針等の明確化と周知・啓発	相談体制の整備	事後の対応	その他
✓ 求職活動等に関するルール （※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する ※面談時間及び場所の指定、やり取りに用いるSNSの種類等の指定 等	✓ 相談窓口 をあらかじめ定め、 求職者等 に周知する	✓ 事実関係を迅速かつ正確に確認する ✓ 被害者に対する配慮のための措置を行う	✓ プライバシー保護のための措置を講じ、求職者等に周知する

もしセクハラ被害にあったら…

まずは**事業主が設置する相談窓口**に相談しましょう！

事業主が対応してくれない、事業主に相談しにくいなど、お困りの際は…

学校が設置するキャリアセンターやお近くの都道府県労働局にご相談ください！
なお、新卒応援ハローワーク等の窓口にも相談できます。



雇均雇発 0925 第 2 号
令和 8 年 9 月 25 日

文部科学省

総合教育政策局生涯学習推進課長 殿
初等中等教育局児童生徒課長 殿
高等教育局学生支援課長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局
雇用機会均等課長
(公 印 省 略)

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策に関するリーフレットの
教育機関への周知等のご依頼について

平素より、求職者に対するセクシュアルハラスメント対策に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「『事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の告示等を踏まえた依頼について」（令和 8 年 4 月 24 日付け雇均雇発 0424 第 1 号）において、令和 8 年 10 月 1 日より、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）が施行され（参考①・参考②）、事業主に求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために必要な措置を講じる義務が課されることに伴い、事業主が当該措置を講じる上で、教育機関とも連携しながら取組を行うことが望ましく、また、学校、関係団体及び関係業界等（以下「学校等」という。）から学生等に対し、事業主には上記措置を講じる義務があることを周知いただくことや、学校等が学生等からの相談対応に応じていただくことも、学生等を含む求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止する上で重要であることから、貴部局所管の学校等が事業主として雇用管理上講ずべき措置等の内容を実施するとともに、求職活動等を行う学生等に対して適切な指導や相談対応が実施できるよう、改正法等の内容の周知等をご依頼させていただいたところです。

今般、学校等が求職活動等を行う学生及び生徒（以下「学生等」という。）に対して周知する際に活用いただける学生等向けのリーフレットを作成いたしました。事業主には求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための措置を講じる義務があることを説明したものとなっております。

つきましては、貴部局所管の学校、関係団体及び関係業界等に、別添のリーフレット（別添）を周知いただくなど必要なご対応をお願い申し上げます。

なお、引き続き、厚生労働省では、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び新卒応援ハローワーク等において、学生等からの相談を受け付けていますので、学生等及び学校等の皆様が適宜ご活用いただけるよう、併せて周知いただけましたら幸いです。

※別添（学生等向けリーフレット）

（記載内容）

- ・ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義
- ・ 事業主が講ずべき措置
- ・ 被害にあったときの相談先

参考①

令和 7 年の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）等の一部改正について

- ・ 厚生労働省 HP：[令和 7 年労働施策総合推進法等の一部改正について | 厚生労働省](#)
- ・ 改正法の概要（リーフレット）：[001502758.pdf](#)

参考②

事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（参考①の法改正を受け策定した指針（厚生労働省告示））

- ・ 厚生労働省 HP：[職場におけるハラスメントの防止のために | 厚生労働省](#)
- ・ 指針全文：[001662589.pdf](#)